

日 薬 業 発 第 378 号
令和元年 12 月 27 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和元年台風第 19 号に関する診療報酬等の請求の
取扱いについて（12 月診療分以降）

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたので
お知らせいたします。

令和元年台風 19 号に関する診療報酬等の請求の取扱いについては、令和元年 12
月 11 日付け日薬業発第 332 号にてお知らせしたところですが、今般、12 月診療分
以降に係る診療報酬等の請求に関する取扱いが示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴
会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和元年12月26日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第19号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(12月診療分以降)

令和元年台風第19号による被災に関する診療報酬等の請求の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体へ周知徹底を図るようよろしくお願ひします。

記

- 1 令和元年12月診療分以降に係る診療報酬等の請求について、被災地における保険医療機関等の状況に鑑み、原則として概算による請求の取扱いは行わないものとする。なお、11月診療分に引き続き、通常の方法による請求が難しい保険医療機関については、審査支払機関に相談すること。
- 2 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて、令和元年12月診療分（令和2年1月提出分）に係る診療報酬請求書等の提出期限については、通常どおり令和2年1月10日とすること。

事務連絡
令和元年12月26日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第19号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(12月診療分以降)

令和元年台風第19号による被災に関する診療報酬等の請求の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体へ周知徹底を図るようよろしくお願ひします。

記

- 1 令和元年12月診療分以降に係る診療報酬等の請求について、被災地における保険医療機関等の状況に鑑み、原則として概算による請求の取扱いは行わないものとする。なお、11月診療分に引き続き、通常の方法による請求が難しい保険医療機関については、審査支払機関に相談すること。
- 2 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて、令和元年12月診療分(令和2年1月提出分)に係る診療報酬請求書等の提出期限については、通常どおり令和2年1月10日とすること。